

2022 年 2 月 3 日

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

オミクロン株の更なる流行を踏まえた事業の継続について
(厚生労働省より)
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No. 40)

拝 啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、厚生労働省よりオミクロン株の更なる流行を踏まえた事業の継続に関して、周知の要請がありましたので、お知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』において、ビルメンテナンスは「事業の継続が求められる事業者」として位置づけられ、事業者は「国民生活及び国民経済安定のため、業務継続の点検を行い、事業の継続を図る」とことと明記されており、各施設のビルオーナーとの連携や、受託施設の実情に合わせた仕様や作業内容・計画の再点検などが求められています。

つきましては、参考資料をご確認いただき、社会の安定の維持の観点から、よりいっそう事業の継続に向けた活動に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

また、濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の 10 日を待たずに検査が陰性であった場合でも待機を解除する取扱となっていることを申し添えます。

敬具

■参考資料について (PDF)

参考資料 1 : 厚生労働省からの依頼文

参考資料 2 : 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

参考資料 3 : 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

参考資料 4 : ビルメンテナンス業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

【資料ダウンロード】

https://www.j-bma.or.jp/regularflight/202201_Omicron.zip



.....【本件に関する問い合わせ先】.....

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業開発部 関内
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 kenji@j-bma.or.jp